

## 飯山市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和元年12月26日(木) 午後3時00分～午後4時21分
- 2 場 所 飯山市役所4階 第2委員会室
- 3 委員の出欠(敬称略、以下同じ)  
出席委員 坪井 直樹 山崎 行雄 丸山 孝行 服部 泰夫  
藤巻 久 高橋 智子 服部 達史 石坂 克彦  
横田 純 山室 茂孝 今清水豊治 高橋 英一  
高橋 春三 岡村 悦子  
  
欠席委員 三橋 寛一
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員  
飯 山 市 長 足立 正則  
民 生 部 長 北爪 英紀  
税務課長 上原 純一 市民環境課長 宮澤 俊昭  
税務課市民税係長 畔上 裕明 市民環境課国保年金係長 中畠 静子  
〃 市民税係 小澤 央 〃 国保年金係 井村 泰隆
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 協議及び議事 (1) 会長の選出について  
(2) 令和2年度国民健康保険事業費納付金の仮係数による試算結果について  
(3) 令和2年度飯山市国民健康特別会計の国保税見直しについて
- 7 会議録署名委員  
山崎 行雄 委員 高橋 英一 委員

## 1 開 会

事務局：皆様本日はお忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。ご出席予定の皆様お揃いですので、ただいまより飯山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。しばらくの間進行を務めさせていただきます市民環境課長の宮澤でございます。よろしく願いいたします。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。当運営協議会の任期は3年となっておりますが、今回任期の途中で交代になられた委員がおられます。本日は交代になられた委員の方に委嘱書を交付いたします。私のほうでご紹介のうえお名前を申し上げますので、その場でお立ちいただき市長より委嘱書をお受け取りください。

## 2 委嘱書交付

事務局：お一人目ですが、今清水豊治様です。飯山市社会福祉協議会よりご推薦いただきました。お二人目ですが、山室茂孝様です。飯山市民生児童委員協議会よりご推薦いただきました。

### 【各委員へ市長より委嘱書を交付】

事務局：ありがとうございました。なお、委員名簿につきましては、会議次第をおめくりいただいた次のページに掲載させていただきましたので、ご覧いただければと思います。それではここで市長よりご挨拶を申し上げます。

## 3 あいさつ

市長：皆様こんにちは。本日は大変お忙しい時期にご参集いただきましてお礼を申し上げます。国民健康保険事業は非常に重要なものがございますが、運営にあたりまして委員の皆様にご理解とご協力をいただいているところでございます。お二人の新しい委員様につきましても、何卒よろしくお願いをいたします。

すでに皆様ご存じのことではございますが、国民健康保険運営協議会の役割でございますが、国民健康保険の保険税、課税の基準や保健事業運営などについても包括的にご審議いただくわけでございます。平成30年の4月から国民健康保険制度に大きな変更がありまして、それ以前は個々の市町村が運営の事業主体として、お金を集めて、国の財政支援を受けるなどして医療に対する支払いをしておりました。しかし小さな自治体では非常に財政的に厳しい状況であったわけです。また運営主体が市町村ごとということで、保険税の基準もそれぞれ異なっているものでございます。そういった状況を踏まえ安定した財政運営が大事だということで、財政の運営主体は県ということになりました。市町村は県に対し納付金を支払い、医療分の給付を受けるように大きく制度変更がありました。また、市町村ごとに保険税の基準にバラつきがありますが、将来的には、おおよそ10年間くらいではないかと見込んでおりますが、県で統一された保険税基準にしていく方向で進んでいるところでございます。その際の課税基準として、一人一人に対する均等割、世帯に対する平等割、所得に対する所得割、これ以外に飯山市では資産税に対する資産割があるわけですが、県の課税基準では、所得割、均等割、平等割の、つまり3方式による課税基準とする運営方針が出されているところでございます。

本日は、令和2年度の国保事業費納付金を踏まえ、この国保税率をどのようにし

ていったらよいのかということについて、ご協議をいただくわけですが、それぞれのお立場からご意見をいただき、十分ご協議いただきますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

#### 4 会長の選出について

事務局：ありがとうございました。続きまして、本日の会議の出席状況ですが、過半数の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、協議会規則第 5 条の規定に基づきまして、この会議は成立いたしました。また、本協議会の会議につきましては原則公開となっております。会議につきましては傍聴もでき、会議録を含めました会議資料等につきましては情報公開請求の対象となります。また、氏名等個人が特定される部分につきましては削除したうえで、飯山市のホームページに掲載されることになっておりますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。

それでは、次第の 4 番「会長の選出について」に入ります。前会長の池田澄子様が生児委員協議会長を退任されたことに伴い、国民健康保険運営協議会長についても退職をされました。このことにより、国民健康保険法施行令第 5 条の規定に基づき、「公益代表委員」の中から、会長をお選びいただくこととなります。なお、職務代理につきましては、本年 6 月 7 日の運営協議会において、高橋春三委員をご選出いただき、お引き受けいただいております。

それでは、会長の選出方法につきましては、どのようにしたらよろしいでしょうか。お諮りいたします。

**【委員より事務局一任で良いとの意見があり、他委員了承】**

事務局：ありがとうございます。事務局としましては、前会長が生児委員協議会の委員から選出されておりましたので、山室茂孝委員にお引き受けいただければと考えております。いかがでしょうか。

**【委員拍手により承認】**

事務局：ありがとうございました。それでは、会長に選出されました山室委員と職務代理の高橋委員におかれましては前の席にご移動をお願いします。

なお、市長につきましては、この後、他の公務がございますのでここで退席をさせていただきます。

**【市長退席】**

事務局：それでは、会長と職務代理より一言ずつご挨拶をお願いいたします。山室会長からお願いいたします。

会長：皆様こんにちは。ただ今、運営協議会の会長ということで選出いただきました、この 12 月より生児委員協議会長を務めております山室と申します。いろいろお世話になります。よろしくお祈りいたします。市長の挨拶にもありましたが、国民健康保険の包括的な運営についてこの協議会でご協議いただくと聞いております。本日も納付金などの説明があるということですが、皆様の活発なご意見をだしていた

だいて前進できるような形にしていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして高橋職務代理よりお願いいたします。

職務代理：商工会議所からの代表でございますが、高橋でございます。今期2期目となりますが、山室会長と協力し合いやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務局：ありがとうございました。ここで本日説明のために出席しております職員の紹介をさせていただきます。

#### 【事務局職員自己紹介】

#### 5 会議録署名委員指名

事務局：よろしくお願いをいたします。それでは次第の5番「会議録署名委員指名」に入ります。会長から指名をお願いいたします。以降、6番目の「議事」から会長の進行をお願いします。

#### 5 会議録署名委員指名【会長が指名】

会長：それでは、飯山市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定より、本日の会議録署名人として、山崎行雄さん、高橋英一さんよろしくお願いをいたします。

【署名委員】 山崎 行雄 委員 ・ 高橋 英一 委員

#### 6 議 事【進行：会長】

会長：それでは議事に入らせていただきます。(1)「令和2年度国民健康保険事業費納付金の仮係数による試算結果について」でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、本日の資料でございます。確認でございます。まず、「飯山市国民健康保険運営協議会 次第」、もうひとつが「平成30年4月から国民健康保険制度が変わります」です。今日はこの2つを使ってお話をいたします。

#### (1) 令和2年度国民健康保険事業費納付金の仮係数による試算結果について(資料1)

#### 【事務局より説明】

会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問等ございますか。

委員：被保険者数で決まるんですね。元年の保険者数の増減についてお聞きしたい。

事務局：全体で概ね 5000 人ぐらいであります。毎年 150 人ぐらいの減少があるような現状です。ですので来年度以降もこの減少傾向は続くのではないかと予想しております。

委員：減っていく可能性が高いと言うことですか。

事務局：ただし医療の水準ですね、そういったものも加味されています。

委員：長野県の高度医療の病院は数が決まっているのでそんなに増えないのではないかと思う。

事務局：おっしゃったように被保険者数自体が減少していることからみれば軽減される可能性はなきにしもあらずです。

委員：それは外に出る人が多いということか、亡くなる人が多いということですか。

事務局：いろいろな要因は絡んでいると思います。全体的な人口は減っていますし、国民健康保険に限って言えば、社会保険に入る方もいるということです。

委員：県外に出る人も多いということですか。

事務局：社会保険の加入率も昨年より拡大されています。いままで会社の保険に入らなかった人も入れるようになった、国民健康保険でなくてもよくなった、それも理由のひとつと考えています。

会長：よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございますか。

委員：6 議事となっているが、1 で説明して 2 で意見をもらうということですか。

事務局：議事とありますが、今日のところはこちらからの説明ということでご承知ください。

会長：仮係数の試算なので、方向を説明して今後の見直しのところでご意見をいただくということで、いままでのところは現状について説明しているということですね。

負担金が減っていく理由があるかと思いますが、先ほど県の繰越金が一番大きい要因ということではよろしいですか。

事務局：(1) ①②ですが、公費等の増加分としておよそ 25 億円、繰越金を含めた

増額分が 33 億円はいつておりますのでおっしゃるように県の国保特会がまわりはじめて、今回は繰越金が多かった、ただこれが来年度以降同額の繰越金ができるのか、そこはまったく未知数ですので、今回はそこということになります。

会長：よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございますか。2 番も関係してくると思いますので、進めさせていただきなにかあればそこをお願いします。それでは、議事の(2)令和 2 年度飯山市国民健康保険特別会計予算と国保税見直しについて、ご説明をお願いします。

## (2) 令和 2 年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて(資料 2)

### 【事務局より説明】

会長：説明をしていただきましたが、県の方での納付金が減る見込みということに基づいて市の国保の歳入歳出の計算をしたということです。減額をしていくという方針が出ていますのでその方向で現行 3 つ案を作ったということです。質問意見など聞かせていただき、わからないところは聞いていただくということをお願いしたいと思います。

委員：前も聞いたかもしれませんが、10 年後に 49 : 51 というのはなんでそうなるんですか。

事務局：国の方では 50 : 50 ぐらいで考えたようです。

委員：考えてみたが所得割と資産割というのは平均で、下は定率で取れるんじゃないかということで多めにしたのではないかと思っているが。

事務局：そうですね。長野県の所得水準などを考慮し、県の方で定めているものです。

委員：それで応益をもう少しあげたいということか。本当は 50 : 50 がいいのか。

事務局：普通で考えるならば 50 : 50 がいいと思いますが、応能は毎年の景気の動向や国民健康保険の方なので自営業の方であれば所得の増減のようなものに左右される要素がかなりございます。そういったものを見越したうえで県の方で 49 : 51 を応能応益のバランス配分としていきたいと方針として打ち出しております。

委員：固定資産税ははっきりしないがやめろという話なんだね。

会長：応能応益 49 : 51 が最終 10 年ぐらいということですね。

委員：改正案3は、前会長池田会長が10年でこのパターンで行っても可能だとなっていたんですよ。10年計画で行くならばちょっと1、2でいくのはどうかと思ってしまうが。

委員：医療費が減ったから、できれば固定資産税を減らしたいということなんじゃないか。そういうことなんだね。

事務局：来年以降の納付金がどうなるかということはなんとも見えないところではあるんですけども、納付金が大きく増額になってしまった、そうすると国民健康保険税についても大きく改定しなくてはいけないのでそのときに一気に均等割、平等割に寄せてしまうというのめかなり負担にはなってしまいます。

委員：台風なんかあれば困るもんね。

委員：来年4月に保険点数の改正が起こるんですね。それにしたって国の試算では初診料が0.55%ぐらいか、たいして上がらないけれども下げるということはなく上がってはいるから当然ながら、これらに関してもそれに見合っただけで少しずつ変わりますよね。

委員：医療費本体と薬ともって分けて話してもらわないと困るよね。

委員：薬価は下げて医科の分との幅でどうなるか。全体で医療費が下がることはちょっとありえないよね。国が上げると予測して予算組んでいるのでね。

委員：人口が減るから。特に飯山は減っているからね。

会長：これ1案2案3案どれをとっても計算しているっていいんですよ。

委員：マイルドにいくのはたしか3だったかと。前回決める時もやった覚えがありますね。

委員：資産割は4.05で同じく減らして行って。あと所得割、均等割は現行人数でなんですか。均等割だけは10年後に0になるのですか。

事務局：均等割は0にはならないです。

委員：ごめんなさい、資産割です。

事務局：将来的には資産割は0になるんですけども。

委員：あとは49:51を3つのところでということですか。

事務局：資産割が0に近付いていくにしたがって、ほかの3つにどんどん振り分けていく形にはなっていくんですが、先ほどの話にありましたように49:51に近づ

けるには、所得割にあまり寄せすぎると49:51には近づけないというジレンマが発生することは考えられるんですね。

委員：その振り分けがしてないのが1ということですね。

事務局：そうです。

委員：じゃあ、2か3から選ぶよりしょうがないんじゃないですか。そうじゃない。

事務局：資産割も応能の一部なので、資産割を減らしていくとそれ自体でも応能を減らしていくという成果はあるかと思います。

委員：最後に調整するか、今調整していくのが2か3。1は最後に調整するのか。1は調整してないもんね。

会長：毎年県でいくら寄こしなさいという額を見ながら、この税率については同じように検討していかないといけないということではないんですね。

事務局：そうなります。去年は大きく上がったのでそれなりに、今年は下がったためです。

事務局：本日は県で仮計算した結果で3,200万円程、繰越なり積立ができる段階ですよということで、今の段階で3つのパターンを計算してみたところですよ。年明けの1月の中旬に県の方で確定した納付金が示されますので、その示された段階でまた本日お出しした3,200万円と差額の増減が出てくると思います。1月の県の納付金が確定した後に再度運営協議会を開かせていただいて、その金額に基づいて同じような3つのパターンなりで保険税率をどうしましょうということで諮問させていただく流れになります。

委員：この議事では1、2、3どれがいいと結論を出さないで説明だけということですか。

事務局：はい

委員：もしかしたら台風で一部負担金免除の関係があると、県としてはとてつもなく使わなければならなくなる。そうなるともこれも全部変わる可能性が大きいと私は思っていた。どう思いますか。

事務局：災害の部分ですよ。

委員：災害の一部負担金免除、それがあるとプールしていたものがいきなり全部なくなってしまう可能性がある。

委員：それは保険使うかどうかわからない。

委員 : けどどうなるかわからない。

事務局 : 当然災害ですので、国などから公費があると考えています。

委員 : 使うところとは別の個所から計上できるから助かるということですか。

事務局 : そういうことですね。

委員 : これ年度だよな。3月までだよな。インフルエンザとか流行っていたらどうするんだろう。また変わってくるかな。

委員 : 数年前もその話でしたよね。

委員 : 今決めていいのかな。

委員 : まだ最終決定で県から出てくるのが、2月でしたっけ。

事務局 : 1月の中旬です。

委員 : その話12月にするのあんまりよくないんじゃないの。

委員 : 推測値ということですよな。

事務局 : 去年はとにかく大きく上がるという方向性だったんですが、今回は逆になりそうだというのが来年の方向性です。おっしゃるように災害などそういうものがあったということもございますけれども、県の医療費推計については単年度でみるのではなく3年間ぐらいの平均でみていますので、3年平均でみるのであれば、今年だけで大きく増減したのかあるいは過去からの増減なのか、そういったところも含めた計算ということも入ってきますので一概に災害云々というのは読みにくいとは思われます。

委員 : これは中間報告を出しておくから2月3月になって考えなさいということなんでしょうか。変わる可能性あるから。そういうことかな。

事務局 : 1月の中下旬にはまた改めて県の方で示されますので、昨年からおいでいただいている方はご存じのように、1月の下旬に再度お集りいただいて。

委員 : 12月1月は忙しいんだよね。

委員 : 確定した数字の時で、県からこれでいってくださいとなったらそれで。中間の予測できないかな。

委員 : あんまり意味ないかな。

会長 : 県として方向を出したので、一回市町村に下ろしますよとそういうことかな。正式なのが1月にくるから。そこで正式な数字でもう1回。

事務局：そのときは諮問という形になります。

委員：でも結局は3月の議会までには、掲示しないといけないから、どうしても

2月までにはやっておかないといけないということですよ。

事務局：そうです。

委員：これでいったら事務局としたらどれですか。

会長：資産割をマイナスにする、あとほかを振り分ける、その考え方をもうちょっとやっというてもらった方がわかるんじゃないかな。

事務局：昨年改定をしたのもちょっと考えた方がいいかなと思っていて、こういうもんですから、前回は5年前の改定ということで、あんまり毎年変わるようにしない方がいいかなと考える分もごさいます。答申のなかにあるように資産割は引き下げていかなきゃいけない、10年計画で下げるといことなんで、去年のものを10で割った分を来年に向けては引き下げるといことはやらなきゃいけない。先ほども関連した話がありましたけれども、資産割というものが応能の一部でもあるのでそれを下げるといことでも、応能応益の49:51に少しは近づけていけるといことでもごさいます。さらにそれで、基金も回復できるということですので、市民に上がったたり下がったりという影響が出ない、下がる分にはいいかもしれないかもしれませんが、ほかのところもかまうと上がってしまう人も出るということも考えまして、市としては現状では資産割を引き下げるといことでもどうかと内部では話をしております。

委員：1ということですか。

事務局：そうです。

会長：余ったものは基金に積み立てるといことでも、万一の時はその基金を使って上がるのを抑えようといことですね。

委員：後半になって49:51に調整するといことか。

会長：いずれにしても正確なのが出ないと。

委員：私はこういう世界に疎い人間でして、先ほどから聞いていたんですがこれは感想です。答えなくていいです。説明を聞いていたんですが、事務的な固い説明だったと思います。もう少し柔らかく説明していただけるといことかなと思います。それでなんで改定しないといけないのか、なんで基金が年々減っていくのか、そして保険税が何でこんなに減っていくのかその辺もわかりやすく説明してください。

事務局：まず国保税が右肩下がりになるかといこと要因のひとつは加入されている方の人数といことところですよ。先ほど少し話しましたが200人規模で減ってきている。

当然国民健康保険税というのは、入っている方の所得とかお一人いくらというところが計算上入ってきます。入っている方が減っていれば単純に1人なら1人、2人なら2人と、増えていくものが逆になっていきますのでどんどん減っていくというのがひとつ大きな原因かと思われます。加えて、26年以降というのが医療にかかるお金が右肩上がりになっていたところがありました。これはお薬の値段が上がった年もありましたし、病院に通った方が多かったといういろいろな原因がありますが、医療費にかかるお金もあって、飯山市というのは、皆さんから頂くお金はそんなに大きく増えないけれども、お支払いしないといけないお金が大きく膨らんでくることになっていた、そうすると入ってくるお金に対して出さないといけないお金が大きくなれば、プラスマイナスで当然マイナスになります。そのマイナス分をどうやって埋めるのかというのはこれまでであった貯金分、これが基金と呼ばれる分です。この貯金分の基金から貯金を切り崩して穴の開いたところに埋めることで赤字にならないようにしていたというのが26年以降の国保の会計なんですね。貯金を崩していくので、貯金の残高も減ってきている。それがお財布事情です。よろしいでしょうか。

委員：はい。もうひとつ質問ですが、今の説明の中で医療費が右肩上がりという説明がありました。変な質問をしますが、医師の処方した薬は保険の対象になるということですね。感想なんです、病気になると医師は直すために数々の薬を処方してくれると思うんですね。全部医者言う通り飲み切ってくれればいいけれども飲み切れなくて余って、また病院に行くという家庭もきっとあると思うんですね。全国的には家庭にある余った薬を集めると莫大な金額になると思うんですね。今再生医療が定着してきましたが、そういった薬も、私は薬の期限は知りませんが、そういったことが可能なんでしょうか。それともそういうものを定期的に集めて世界中で病気になっても病院もない、薬もない地域に提供することができれば患者さんの薬に対する意識も変わるんじゃないかと思うし、それが医療費の節約になっていくと思うんですよ。もう一点、今新薬がどんどん出ていると思いますが、特許は年数が決まっていますよね。それが過ぎた薬には今度後発の医薬品があって出回っています。そういった後発の安い、効能の同じものであれば医師も患者も率先して利用するようになれば医療費の右肩上がりもひょっとしたらもうちょっと下がっていくかもしれないと思うんです。どうして今改定しなきゃいけないのか。原因というものも、たしかに人口減もあるんだけど、薬や患者の意識を変えることによって支出を減らすことが出来ると思うんですよ。そういった方面も活動されているとは思いますが、そういった原因を取り除くことも必要なんじゃないかなと思います。以上です。

会長：今2つご意見いただきました。事務局で何かあればお答えいただければと思います。

事務局：わかる範囲になり申し訳ありませんが、おっしゃるようにお薬の正しい使われ方ですね。これが正しく使われなくてはならないというのは、長野県、保険者である飯山市としてもひとつのおおきな課題ではございます。正しくお薬が使われてなければ、無駄なものが出てしまってもいけないし、また正しい期間内に飲まれてなくてはならないということも確かなことではございますのでそういったものが適正に行われているかどうか、市としても、また県としても進めなくてはいい

ないというところはありますけれども、現状個人個人に関わることでございますので、なかなか一度に進められないというのも問題のひとつでございます。

市としては、毎月診療報酬の内容を点検しています。あまりにも重複してお薬をもらっていることがあれば、なぜ薬が多くなっているのか困っていることがあれば保健師等を通じ、場合によっては訪問等でお話を伺うということはこれまでの活動で行っていますし今後も予定しております。

ジェネリックの薬につきましても、市としては国民健康保険の保険証を毎年新しく切り替えますが、保険証を送る際にジェネリック医薬品をご希望される場合にはご提示してくださいというものをに入れて促進できるように、こちらでもお送りしています。

会長：現状そういうことだとは思いますが、今後どのように取り組んでいくか検討いただいた方がいいかな。

事務局：わかりました。

会長：ほかにご意見ありますか。

(2) 番お願いします。(2)は資料等で説明いただきましたが、正しい数値がでるのが、1月中ですか、示されるのでその数値を基に数字を計算し、会議がその時に開かれることとなります。方法とするとこの3つ、資産割については減額して、あるいは減額した案があるようであります。それぞれご検討いただきたいと思います。(2)が良ければ、次に進めますがよろしいですか。

(質疑等なし)

会長：それでは、(3)「その他」についてお願いします。

(3) その他

事務局：それでは、次第の7「その他」につきまして事務局より説明いたします。

委員：ここではこんな運動をやったらどうかというような発言をしてよろしいですか。

事務局：はい。

委員：インフルエンザが出ると壊滅的な事になるので、これは簡単で誰でもできるぞというもので自分でもやってみたら効果があるもので、風呂に15分以上入ること。例えば県で3010運動とかやってるなら飯山市で15分入浴しろとそういうことです。

委員：医療的には根拠がないのであまりお勧めできない。

委員：免疫力をつける。

委員：お年寄りとかいるので、あんまりいいとは言えない。悪いとは言えないけど、いいとも言えないのでお勧めはできない。まずはよく手洗いして洗口して。

委員：検討願います。

もうひとつ、インフルエンザが流行ってくるのが、外部とか子供がかかる。クレベリン使っているが、効果があるようでインフルエンザにならない。スクールバスやっている運転手がここにも入れてくれないかなど。それはいいことだと教育委員会に言ったが、すぐいいというはずがない。でもインフルエンザの予防ということでおいてみたらどうかと思う。

委員：個人の問題だから、いやだという人もいますよ。同じバスの乗るのにやってもいいという人もいるが、いい迷惑だという人もいますし。その調節もあるかな。

委員：3年ぐらいやっている。調節してません。いやだという人はいないですね。

委員：それはわからない。インフルエンザは飯山の場合スキー客がもってくる場合もある。バスでどうのといっても結局入ってくる。

委員：首都圏からもってくるのでね。

事務局：いろいろご意見ありがとうございます。先生方のご意見も伺いながら考えたいと思います。

会長：他にありますか。よろしいですか。

他になければ6番の議事については終わらせていただきます。それでは事務局の方からお願いいたします。

## 7 その他

事務局：ありがとうございました。それでは、次第の7その他ですが、事務局からご連絡がありますので説明させていただきます。

### 【事務局（国保年金係）より説明】

※ 委員報酬及び会議録署名について確認

事務局：それでは本日の協議会につきましてはこれで閉会といたします。大変長い間ありがとうございました。

## 8 閉会

(終了 16時 21分)